

宗 教 法 人 の 設 立

山口県総務部学事文書課

宗教法人の設立

- 1 宗教法人は、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的として、礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体や、これらを包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体（宗教団体）が宗教法人法第12条の規定に従い、規則を作成して所轄庁の認証を受け、登記することによって成立します。
- 2 宗教団体が宗教法人となるためには、次のような手続きを行うことを要します。
 - (1) 宗教団体の内部手続きを行う（宗教法人となることを決定する、規則を作成する、規則の認証の申請人並びに設立当初の代表役員及び責任役員を選出するなど）。
 - (2) 被包括関係を設定する場合は、包括宗教団体の承認を得る。
 - (3) 規則の認証の申請の少なくとも1月前に信者その他の利害関係人に対して規則の案の要旨を示して宗教法人の設立の公告をする。
 - (4) 所轄庁に対し規則の認証の申請を行い、規則の認証を受ける。
 - (5) 宗教法人の設立の登記をする。
- 3 宗教法人を設立しようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則を作成する必要があります。
 - (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) 事務所の所在地
 - (4) 設立しようとする宗教法人を包括する宗教団体がある場合は、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別
 - (5) ア 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の呼称、資格及び任免に関する事項
イ 代表役員については、その任期及び職務権限に関する事項
ウ 責任役員については、その員数、任期及び職務権限に関する事項
エ 代務者については、その職務権限に関する事項
 - (6) 上記(5)に掲げるものの外、議決、諮問、監査、その他の機関がある場合は、その機関に関する事項
 - (7) 法第6条の規定による事業を行う場合は、その種類及び管理運営（同条第2項の規定による事業（公益事業以外の事業）を行う場合は、収益処分の方法を含む。）に関する事項
 - (8) 基本財産、宝物、その他の財産の設定、管理及び処分（法第23条但書の規定の適用を受ける場合に関する事項を定めた場合は、その事項を含む。）、予算、決算及び会計その他財務に関する事項
 - (9) 規則の変更に関する事項
 - (10) 解散の事由、清算人の選任及び残余財産の帰属に関する事項を定めた場合は、その事項
 - (11) 公告の方法

(12) 上記(5)から(11)までに掲げる事項について、他の宗教団体を制約し、又は他の宗教団体によって制約される事項を定めた場合は、その事項

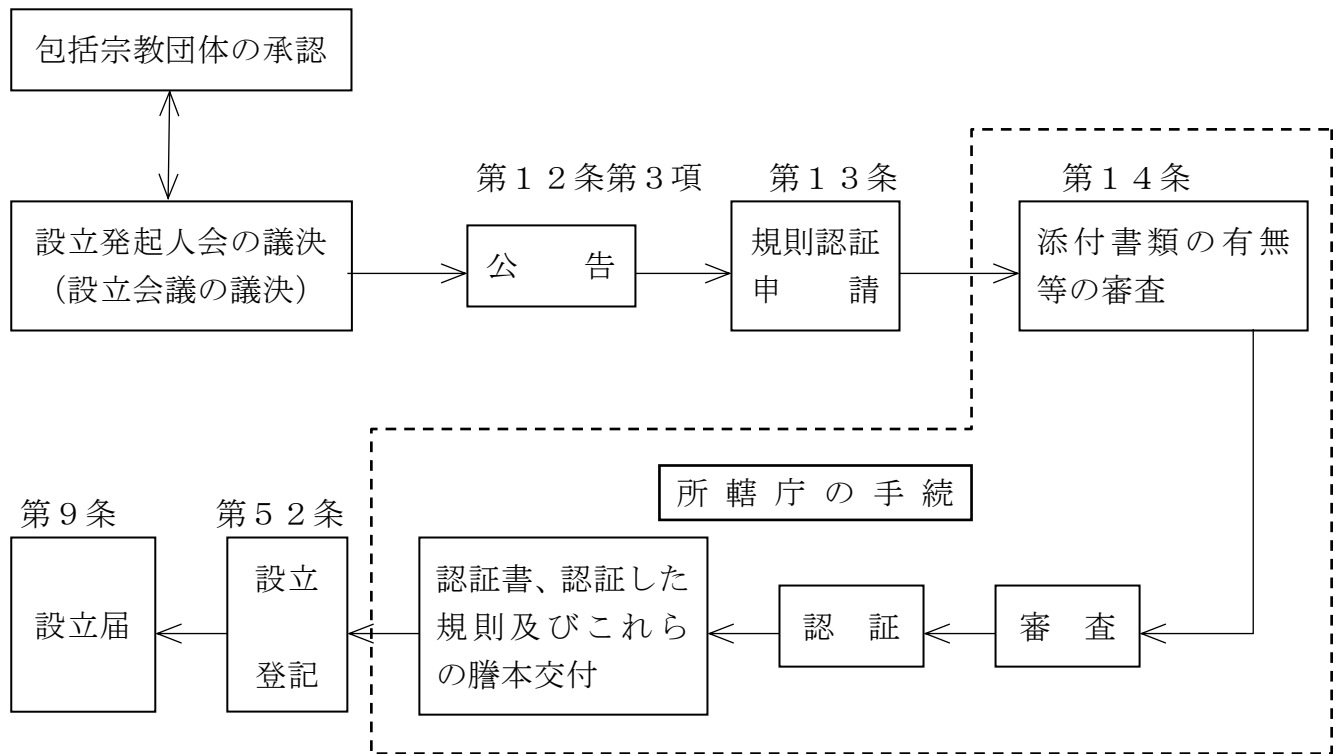
(13) 上記(1)から(12)までに掲げる事項に関連する事項を定めた場合は、その事項

4 宗教団体は、所轄庁から規則の認証を受け、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって、宗教法人となることができます。

5 宗教法人の設立の登記を完了したときは、遅滞なく所轄庁に届け出なければなりません。

6 宗教法人の事務所には、規則及び認証書などを備え付けるとともに、その書類の写しを、毎会計年度終了後4月以内に所轄庁へ提出しなければなりません。

宗教法人の設立手続フロー



「宗教法人の設立に係る規則の認証」に関する審査基準

- 1 宗教法人法（以下「法」という。）第2条に規定する宗教団体としての要件を具備するか否かの審査に当たっては、その個々の要件が、宗教団体の特性によって多種多様であり、また、相互に関連することもあることから個々には弁別し難い場合があるので、総合的に判断を行います。
- 2 法第2条の宗教団体とは、同条に規定する要件を形式的に具備するのみならず、現に団体としての実体を有し、社会通念上他の個人又は団体とは区別された独自の活動を行っている団体をいいます。したがって、当該団体が宗教団体であるかどうかについては、次の点に留意の上、1を踏まえて判断します。
 - (1) 当該団体が法第2条に規定する主たる目的のための宗教活動を行っているかどうかについて、宗教団体であることを証する書類として、過去3年間程度の実績の一覧を求め、これを客観的に証明する写真等により確認します。
 - (2) 信者及びいわゆる宗教教師の存否について、宗教団体であることを証する書類として、その一覧の添付を求め、適切な方法により確認します。なお、信者の数については、宗教団体としての実体の確認の観点から審査します。
 - (3) 宗教団体としての実体について、次の事務運営、経理及び財産の状況について調査し、確認します。
 - ① 宗教団体であることを証する書類として、当該団体の組織、意思決定方法、財産の管理等に関する規約の添付を求め、過去3年間程度これに従った運営がなされているかどうかを調査します。
 - ② 宗教団体であることを証する書類として、過去3年間程度の収支予算書及び収支計算書の添付を求め、その真実性ととも、予算の執行が他と区別される独立した経済主体として行われているかどうかを調査します。
 - ③ 宗教団体であることを証する書類として、財産目録の添付を求め、礼拝の施設に係る不動産などの財産が、他と分離独立した当該団体自身のものであるかどうかを調査します。なお、団体の永続性についても検討します。
 - (4) 法第2条第1号の団体については、現地において礼拝の施設を備えていることを確認します。なお、礼拝の施設については、当該団体の特性及び慣習を考慮の上、公開性の確保についても検討します。
 - (5) 法第2条第2号の団体の実体については、被包括宗教団体との関係に関する実績をも調査することにより確認します。
- 3 当該団体が法第6条に規定する公益事業その他の事業を行うこととしている場合、次の点を審査します。
 - (1) 公益事業その他の事業の規模が過大である等により、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を欠くこととなっていないかどうかを確認します。
 - (2) 公益事業以外の事業については、法第2条に規定する宗教団体の主たる目的を達成するための業務と矛盾し、又はこれに支障を生じさせるものは、宗教法人の行うことのできないその目的に反する事業に当たると解されるので、この観点から検討します。
- 4 法第13条に基づき提出された書類について、その証明している事実の存否に理由ある疑いを持つ場合には、その疑いを解明するための調査を行います。